

令和6年度日本大学経済学部後援会奨学金 第2種奨学生募集要項

学 生 課

予期できない事情により家計が急変し、学費等の支弁が困難であり、かつ人物・成績ともに優良である学部生を対象とした給付型の奨学金です。

なお、学費等の支弁が困難な者に対する奨学金制度ですので、給付された時点で学費未納又は学費分納中の場合、優先的に学費の納入に利用してください。

1 奨学金の種類・給付額

経済学部後援会奨学金（第2種） 480,000円

2 応募資格

- ① 学部に在学中の学生であること。（外国人留学生は除く）
 - ② 諸般の事情により特に家計が急変し、学費等の支弁が困難であること。
 - ③ 急変事由発生日より家計収入が減収した証明が提出できること。
（急変事由発生日より3か月以内）
 - ④ 学業成績が優秀で、人物が優れていること。
 - ⑤ 経済学部後援会費の納入が必須のため、採用された時点で未納の場合は、採用後、必ず納入をすること。
 - ⑥ 日本学生支援機構の給付奨学生でないこと。
- ※ 家計の適格認定により、停止中は可とします。

【学業成績及び修得単位数の目安】

- (1) 1年生は高等学校等在籍時の評定平均値3.5以上（調査書）
- (2) 2年生は修得単位31単位以上、3年生は修得単位62単位以上、4年生は修得単位93単位以上（編入学生についても同様）
- (3) 卒業延期者は、修得単位数93単位以上

3 提出書類

- ① 「申請書」（所定書式）
 - ② 急変事由発生日より家計収入が減収した証明ができる書類（り災証明書、医療費の領収書等）
- ※ 他にも必要に応じて書類を求める場合があります。

4 奨学金給付に関する諸注意

次のいずれかの事由により、奨学生として不適格となった場合は、奨学金の全額又は一部を返還しなければなりません。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったとき。
- ④ その他奨学生としての条件を欠いたとき。
- ⑤ 「国の修学支援新制度」（日本学生支援機構の給付奨学生）に採用されたとき。

5 お問い合わせ

家計急変事由が発生した場合、学生課まで連絡してください。

電話番号：03-3219-3346

以 上